主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人三宮重教、同浜口重利の上告理由第一点について。

所論は、ひつきよう、原判決の証拠の取捨事実の認定を非難するに帰するものであって、上告適法の理由とならない。

同第二点について。

所論準備書面に基く陳述は、要するに従来の主張を敷衍陳述したにとどまり、新な主張はしなかつたものであることは、原審口頭弁論調書の記載に徴し明らかであるから、原判決に所論のような違法ありとすることはできない。

よつて、民訴匹〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	洲	Ħ		中